

# 内部監査規程

平成27年 3月 1日

(趣旨)

## 第1条

この規程は、株式会社愛南リベラシオ（以下「当社」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(目的)

## 第2条

監査は、当社の運営諸活動の遂行状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で検討及び評価し、その結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化への助言、提言等を行うことにより、業務の効率化及び活性化を図り、当社の発展に寄与することを目的とする。

(監査の区分及び方法)

## 第3条

監査の内容・体制等は次のとおりとし、別に定める「内部監査手順マニュアル」に基づき実施する。

### (1) 監査の実施

公的研究費の取扱要項の定めに従い、執行内容およびその手続きが適正に行なわれているかを厳格に精査する。この場合、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。

### (2) 監査の方法

公的研究費の取扱要項に定めがある場合はその定めに従い、特に定めがない場合は、監査委員が協議のうえ決定する。

### (3) 監査体制

監査は、担当取締役が実施する。ただし、監査の遂行上特に必要があるときは、提携する税理士事務所等、別に指名された者を加えて行うことができる。

### (4) 監査の時期

定期監査は1年に1回実施する。定期監査のほかに、必要に応じて不定期に監査を行なうことがある。なお、公的研究費により特に定めがある場合は、その定めに従う。

(施行) この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

以上

# 内部監査手順マニュアル

## 1. 監査体制

最高管理責任者の直轄的な組織であり、且つ担当取締役より構成される公的研究費内部監査委員会（以下「委員会」という。）が監査を行う。

## 2. 監査対象

国や独立行政法人、地方自治体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を対象とする。

## 3. 監査の実施時期

定期監査を年に 1 回実施する。その他、委員会で協議して、必要により不定期に監査を行う。

## 4. 監査の方法

### ① 通常監査

会計書類などの証憑書類の確認、及び次のリスク要因に着目し、不正発生要因を分析しながら監査を実施する。

(1) 研究者の旅費の一定期間分抽出による出張についての抜き打ちによるヒアリング（目的、内容、交通手段、宿泊場所など）

(2) 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング

(3) 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認

(4) 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリング

### ② 特別監査

会計書類等の証憑書類の確認に加え、物品購入取引等に関する業者への直接確認、人件費・謝金等の当該者への直接確認等、より詳細な監査を実施する。

### ③ 機関監査

公的研究費の管理体制全般を対象として、各種書類の確認や、必要により管理体制に関わる関係者にヒアリングを行い、不正の防止に有効な管理体制となっているかを検証する。

## 5. 監事及び会計監査人との連携

監査結果等について、提携する会計事務所・税理士事務所等に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査を実施する。

## 6. 監査結果の報告

委員会は、監査結果を株主総会、取締役会等で報告する。また、適正利用推進者等に対しても報告し、意見を交換するなどして、監査計画を見直し、効率化・適正化を図る。

以上